

< 特定感染症危険補償（支払事由限定・死亡補償型）特約セット 団体総合生活補償保険 >

# 新型コロナウイルス発生施設への 職員派遣に対する傷害保険のご案内

新型コロナウイルス発生施設へ応援派遣が実施されています。その応援派遣中、応援派遣された職員の方々の感染への備えとして、公益財団法人日本知的障害者福祉協会会員専用プランをご用意いたしました。「新型コロナウイルス感染症に感染した場合」以外に「偶然な事故によりケガを被った」「天災により負傷した」「熱中症を発症した」場合にも保険金お支払い対象となります。最前線へ応援派遣される職員の方々へ安心を提供するために、加入のご検討をお願いいたします。

- (注1) 対象となる応援派遣は、国または地方自治体等の派遣要請がある場合です。  
 (注2) 応援派遣員は、「時間のおよび場所的に限定可能な業務に従事すること」「専門的知識・経験に基づく感染防止措置に関する説明・研修を受けていること」「国または地方自治体等の指示に基づき専門的知識・経験に基づく感染防止措置を講じた施設で業務すること」の3点を充足したうえで加入いただくことにより、補償対象となります。

## 1、保険金額（ご契約金額）・保険料表

特定感染症危険補償（支払事由限定・死亡補償型）特約、就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約、熱中症危険補償特約（死亡保険金支払あり）、天災危険補償特約セット

特定感染症危険補償（支払事由限定・死亡補償型）特約の保険金額は、下記傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院と同額です（手術保険金は対象外）。

| 補償項目・応援派遣期間           |  | パターン①   | パターン②   | パターン③   |
|-----------------------|--|---|---------|---------|
| 保険金額                  | 傷害死亡・後遺障害保険金額                                  | 2,000万円   | 1,000万円 | 500万円   |
|                       | 傷害入院保険金(日額)<br>支払対象期間180日、支払限度日数180日<br>免責期間0日 | 15,000円   | 10,000円 | 5,000円  |
|                       | 傷害手術保険金  | 入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍<br>入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍 |         |         |
|                       | 傷害通院保険金(日額)<br>支払対象期間180日、支払限度日数90日<br>免責期間0日  | 10,000円   | 7,500円  | 3,000円  |
| 一時払<br>保険料<br>(一人あたり) | 7日まで   | 11,500円   | 6,530円  | 3,150円  |
|                       | 15日まで  | 16,850円   | 9,560円  | 4,610円  |
|                       | 1か月まで  | 28,350円   | 16,080円 | 7,760円  |
|                       | 2か月まで  | 39,550円   | 22,430円 | 10,830円 |
|                       | 3か月まで  | 50,900円   | 28,850円 | 13,930円 |
|                       | 4か月まで  | 62,050円   | 35,130円 | 16,970円 |
|                       | 5か月まで  | 73,400円   | 41,560円 | 20,070円 |
|                       | 6か月まで  | 79,000円   | 44,760円 | 21,610円 |
|                       | 7か月まで  | 84,700円   | 47,980円 | 23,170円 |
|                       | 8か月まで  | 90,150円   | 51,030円 | 24,650円 |
|                       | 9か月まで  | 96,100円   | 54,440円 | 26,290円 |
|                       | 10か月まで   | 101,300円  | 57,360円 | 27,700円 |
| 11か月まで                | 107,450円                                       | 60,860円   | 29,390円 |         |
| 12か月まで                | 112,800円                                       | 63,880円   | 30,850円 |         |

## 2、お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償(MS&AD型)〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

### ケガに関する補償

#### ●被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者の範囲は、ご本人です。

#### ●傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

- 被保険者が職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガに対して保険金をお支払いします。  
(注1)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。  
(注2)「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされています。
- 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。  
(注1)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。  
(注2)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  
(注3)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする場合   | お支払いする保険金の額   | 保険金をお支払いできない主な場合  |
|---------|--|---|---|
| 傷害死亡保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合   | 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額<br>(注)保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。   | (1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。<br>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為<br>③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故<br>ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間<br>イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間<br>ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間<br>④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失<br>⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産<br>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置<br>⑦被保険者に対する刑の執行<br>⑧戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変または暴動<br>※1<br>⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故<br>⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染<br>など   |
| 後遺障害保険金 | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合<br>(注)事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。  | 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)<br>(注)保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。  | (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。<br>①むちうち症・腰痛等で医学的見解のないもの※2<br>②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒<br>など  |
| 傷害入院保険金 | 事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間(※)を超えて継続した場合<br>(※)事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間(0日)が満了するまでの期間をいいます。   | 傷害入院保険金日額 × 入院日数<br>(注)傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。  | (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。<br>①被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故<br>②被保険者が次のいずれかに該当する間の事故<br>ア.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ.に該当しない「自動車等」を用いて道路上で競技等(※2)をしている間)を除きます<br>イ.乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ.に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます)<br>ウ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間<br>(※1)乗用具とは、自動車等またはモーターボートをいいます。<br>(※2)競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。 |
| 傷害手術保険金 | 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合<br>(注)手術とは、次の診療行為をいいます。<br>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。<br>・創傷処理<br>・皮膚切開術<br>・デブリードメント<br>・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術<br>・抜歯手術<br>・歯科診療固有の診療行為<br>②先進医療(※1)に該当する診療行為(※2)<br>(※1)手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を用います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。<br>(※2)治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。 | 1回の手術について次の額をお支払いします。<br>①入院中に受けた手術<br>傷害入院保険金日額 × 10<br>②上記①以外の手術<br>傷害入院保険金日額 × 5<br>(注1)入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。<br>(注2)手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。<br>・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。<br>・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。<br>・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。 | (4)被保険者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故<br>など<br>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。<br>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。   |
| 傷害通院保険金 | 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間(0日)が満了した日の翌日以降に、通院した場合<br>(注1)通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回の通院したものとみなします。<br>(注2)治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。   | 傷害通院保険金日額 × 通院日数<br>(注1)傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。<br>(注2)通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。   |   |

支払対象期間:傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。  
手術保険金支払対象期間:事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

#### 〔手術保険金お支払例〕

#### 超音波骨折治療法を3回受けた場合

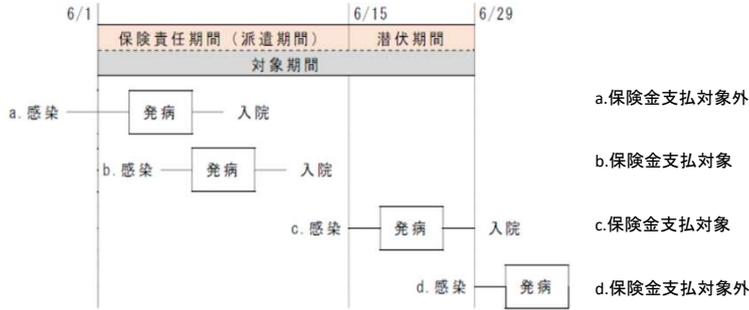
| ○手術   | ×手術    | ○手術    |
|-------|--------|--------|
| 10月1日 | 10月10日 | 10月25日 |

- 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

### 3、お支払いする保険金のご説明【特定感染症危険補償（支払事由限定・死亡補償型）特約】

- 被保険者が感染防止措置を講じたにもかかわらず、保険期間中に時間的および場所的に限定された業務に起因して特定感染症(※1)（以下、新型コロナウイルス感染症とします。）に感染し、対象期間(※2)(※3)中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金を支払う特約です。
- 「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」と同時セットの場合においても、職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に限らず、お支払いの対象となります。

#### 【特定感染症危険補償（支払事由限定・死亡補償型）特約の対象期間】



- (※1) 特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）であるものに限りません。
- (※2) 対象期間とは、保険責任期間中および保険責任期間終了後14日間以内の潜伏期間（新型コロナウイルス感染症の最大潜伏期間）をいいます。
- (※3) 保険責任期間終了後に被った身体の傷害は補償されません。

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする場合   | お支払いする保険金の額  | 保険金をお支払いできない場合   |
|---------|--|--|--|
| 死亡保険金   | 新型コロナウイルス感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合  | 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額<br>(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。   | (1)引受保険会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した新型コロナウイルス感染症に対しては、保険金を支払いません。<br>①保険契約者(※1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した新型コロナウイルス感染症に限りません。<br>②上記①以外の保険金を受け取るべき者(※2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。<br>③被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した新型コロナウイルス感染症に限りません。<br>④被保険者に対する刑の執行<br>⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動<br>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>⑦核燃料物質(※3)もしくは核燃料物質(※3)によって汚染された物(※4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる特性による事故<br>⑧上記⑤から⑦までの事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故<br>⑨上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染 |
| 後遺障害保険金 | 新型コロナウイルス感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合<br>(注)新型コロナウイルス感染症の発病の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。  | 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)<br>(注)傷害後遺障害保険金または後遺障害保険金をお支払いしている場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた額が限度となります。  | (2)引受保険会社は、傷害補償特約の規定に従い傷害保険金を支払うべき傷害に起因する新型コロナウイルス感染症に対しては、保険金を支払いません。<br>(※1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。<br>(※2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。<br>(※3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。<br>(※4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。  |
| 入院保険金   | 新型コロナウイルス感染症を発病し、入院した場合  | 傷害入院保険金日額 × 感染症入院日数<br>(注) 感染症入院の日数には次の日数を含みません。<br>①新型コロナウイルス感染症を発病した日から起算して傷害入院保険金の免責期間が満了するまでの間の感染症入院日数<br>②傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の感染症入院日数<br>③1回の新型コロナウイルス感染症の発病に基づく感染症入院について、入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の感染症入院日数 |  |
| 通院保険金   | 新型コロナウイルス感染症を発病し、通院した場合<br>(注1) 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。<br>(注2) 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。 | 傷害通院保険金日額 × 感染症通院日数<br>(注) 感染症通院の日数には次の日数を含みません。<br>①新型コロナウイルス感染症を発病した日から起算して傷害通院保険金の免責期間が満了するまでの間の感染症通院日数<br>②傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日から起算して傷害通院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日以降の感染症通院日数<br>③1回の新型コロナウイルス感染症の発病に基づく通院について、通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数に到達した日の翌日以降の感染症通院日数    |  |

### 4、基本補償の補償条件に関する特約

| 特約名                     | 保険金をお支払いする場合  |
|-------------------------|---|
| 熱中危険補償特約<br>(死亡保険金支払あり) | 急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金を支払います。                           |
| 天災危険補償特約                | 次のいずれかに該当する事由によって発生したケガに対しても、基本補償の保険金を支払います。<br>①地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>②上記①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故 |

## 5、契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1、商品の仕組み

保険契約者を公益財団法人日本知的障害者福祉協会とし、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員の皆さまから応援派遣される方を被保険者とする団体契約(保険種類は、団体総合生活補償保険)です。保険料負担は、被保険者が所属する公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員の皆さま(以下、派遣元施設)です。派遣元施設ごとに、応援派遣員分の保険料を保険契約者に入金し、保険契約者は引受保険会社へ毎月通知・毎月精算(または一括精算)を行います。団体総合生活補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(公益財団法人日本知的障害者福祉協会)に交付されます。

### 2、被保険者の範囲

次の要件をすべて満たす、医療および介護・福祉事業に従事する応援派遣員(ただし、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員の皆さまの事業主・役員・従業員に限る)とします。

- ・時間的および場所的に限定可能な業務に従事すること
- ・専門的知識・経験に基づく感染防止措置に関する説明・研修を受けていること
- ・国または地方自治体等指示に基づき、専門的知識・経験に基づく感染防止措置を講じた施設で業務に従事すること

### 3、基本となる補償

#### (1)基本となる補償と主な特約の概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金のご説明」をご参照ください。

詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

#### (2)保険金額の設定

保険金額の設定については、各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

### 4、保険責任期間等

#### (1)保険責任期間：応援派遣期間

(2)特定感染症危険補償(支払事由限定・死亡補償型)特約の対象期間：保険責任期間中および保険責任期間終了後14日以内の潜伏期間

※対象期間中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合に、保険金を支払います。

### 5、保険料決定の仕組みと払込方法等

#### (1)保険料の決定の仕組み

①保険料は、基本となる補償の保険金額、応援派遣員の人数、および応援派遣期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレットの保険料表をご確認ください。

②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。

#### (2)保険料の支払方法

保険契約者と引受保険会社で保険料の支払(精算)を行います。

#### 6、満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 6、ご加入希望者(公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員の皆さま)の申込方法

公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員の皆さまが、応援派遣が決定し、本保険へ加入をご希望される場合、以下の手順で申込・保険料支払いをお願いいたします。

### 1、申込方法

新型コロナウイルス感染症施設への応援派遣に関するヒアリングシート(以下、ヒアリングシート)を、応援派遣期間初日の前日までに、取扱代理店へ提出いただきます。ヒアリングシートは、下記の取扱代理店へお問い合わせいただき、取り寄せをお願いします。

### 2、保険料支払方法

応援派遣期間初日の前日着金となるよう、公益財団法人日本知的障害者福祉協会へ振込が必要です。振込先口座は、取扱代理店へお問い合わせをお願いします。

## 7、ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 保険契約お申し込みの際は、所定のヒアリングシートに記載されている各項目について正しくご記入ください。
- ご契約時にすでに被っているケガ・病気は、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。
- 所定のヒアリングシートの記載事項により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 万一事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

## 8、事故が起こった場合

遅滞なく取扱代理店または以下にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

**0120-985-024(無料)**

※受付時間24時間365日 ※IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください ※おかけ間違いにご注意ください

### 取扱代理店

株式会社 エヌシーアイ  
〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-7-6セイフピア3階  
☎ 03-3426-7757 FAX 03-3426-9779

### 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京南支店 世田谷支社  
〒154-0023 東京都世田谷区若林1-19-6スリーアップビル2階  
☎ 03-3413-9853 FAX 03-3413-9870

(2021年9月承認 A21-102068)